（主として特定承継会社等の営む業務のために営む業務に関する基準）

第八条　規則第十七条の二第一項第一号、第二項第二号及び第十四項ただし書の農林水産大臣及び金融庁長官が定める基準は、次に掲げるものとする。

一　主として当該特定承継会社又はその子会社等（当該特定承継会社の特定子銀行（規則第十七条の二第四項第一号に規定する特定子銀行をいう。）又は当該特定承継会社の銀行集団（同項第二号に規定する銀行集団をいう。）をいう。）の営む業務のために営むものである場合　前条において準用する平成十四年金融庁告示第三十四号第二条第一項第一号及び第二号に掲げる要件の全てを満たしていること。

二　主として当該特定承継会社に係る集団（規則第十七条の二第四項第四号に規定する者をいう。）の営む業務のために営むものである場合　前条において準用する平成十四年金融庁告示第三十四号第二条第二項第一号及び第二号に掲げる要件の全てを満たしていること。

（特定承継会社等の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務）

第九条　規則第十七条の三第二項第三号の農林水産大臣及び金融庁長官の定める業務については、特定承継会社を銀行とみなして、平成十年金融監督庁大蔵省告示第九号（銀行法施行規則第十七条の三第二項第三号及び第三十八号の規定に基づく銀行等の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件）第一条の規定を準用する。

（金融関連業務として債権管理回収業等に付随する業務を営む場合に満たすべき基準）

第十条　規則第十七条の三第二項第三号の二の農林水産大臣及び金融庁長官の定める基準については、特定承継会社を銀行とみなして、平成十一年金融監督庁大蔵省告示第四号（銀行法施行規則第十七条の三第二項第三号の二の規定に基づく債権管理回収業に関する特別措置法第十二条第二号に規定する業務を行う場合の基準を定める件）の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同告示の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

読み替える平成十一年金融監督庁大蔵省告示第四号の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第一項第二号	二　当該特定金銭債権は、銀行又はその子会社（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。以下「法」という。）第二条第八項に規定する子会社をいう。以下この号及び第五号において同じ。）が合算して、基準議決権数（法第十六条の三第一項に規定する基準議決権数をいう。）を超えて同じ。）を超える特定会社の議決権（法第二条第六項に規定する議決権をいう。）を取得し、又は保有していて同じ。）を取得し、そして、当該銀行、長期信用銀行又はその子会社である銀行、長期信用銀行又はその子会社が取得した債権であること。	二　当該特定金銭債権が、次のいずれかに該当するものであること。 イ　特定承継会社又はその子会社（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第八項に規定する子会社をいう。以下この号において同じ。）が合算して、基準議決権数（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第三十三条第一項の規定により適用する銀行法（以下「法」という。）第十六条の三第五項の主務大臣が定める基準について同じ。）を超える特定会社の議決権（銀行法第二条第六項に規定する議決権をいう。）第五号において同じ。）を取得し、又は保有していて同じ。）を取得し、そして、当該銀行、長期信用銀行又はその子会社である銀行、長期信用銀行又はその子会社が取得した債権（法第十六条の二第二項第一号イに規定する信託兼営銀行から当該特定会社が取得した債権（リース業務の範囲等） ロ　規則第十七条の三第二項第三十五号に規定する業務を営む子会社が特定承継会社から買い取った不動産担保付債権であって、特定会社が当該子会社から取得したもの

第十一条　規則第十七条の三第二項第十一号の農林水産大臣及び金融庁長官の定める基準については、平成十年大蔵省告示第九号第二条の規定を準用する。

（銀行業、有価証券関連業又は信託業に付随し又は関連する業務に準ずる業務）

第十二条　規則第十七条の三第二項第三十八号の農林水産大臣及び金融庁長官の定める業務については、特定承継会社を銀行とみなして、平成十年金融監督庁大蔵省告示第九号第三条の規定を準用する。

（特定承継会社等が基準議決権数を超えて有する議決権の処分に関する基準）

第十三条　法第十六条の三第五項の主務大臣が定める基準については、特定承継会社を銀行とみなして、平成十年金融監督庁告示第六号（銀行法第十六条の三第五項の規定に基づき、銀行又はその子会社が基準議決権数等を超えて所有する株式等の処分に関する基準を定める件）の規定を準用する。

（特定承継会社等の報酬等に関する開示事項）

第十四条　規則第十九条の五第二項の農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　対象役員（特定承継会社の取締役（社外取締役を除くことができる。）、執行役、会計参与及び監査役（社外監査役を除くことができる。）をいい、直近の事業年度中に退任した者を含む。以下この条において同じ。）及び対象従業員等（特定承継会社の対象役員以外の役員及び従業員（直近の事業年度中に退任又は退職した者を含む。）であって、特定承継会社から高額の報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として特定承継会社から受ける財産上の利益又は労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第十一条に規定する賃金をいう。以下この項において同じ。）を受ける者のうち、特定承継会社の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与える者をいう。以下この項において同じ。）の報酬等の決定及び報酬等の支払その他の報酬等に関する業務執行の監督を行う委員会その他の主要な機関等の名称、構成及び職務に関する事項

二　対象役員及び対象従業員等の報酬等の体系の設計及び運用の適切性の評価に関する事項

三　対象役員及び対象従業員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象従業員等の報酬等と業績の連動に関する事項

四　対象役員及び対象従業員等の報酬等の種類、支払総額及び支払方法に関する事項

五　前各号に掲げるもののほか、報酬等の体系に関し参考となるべき事項

2　特定承継会社が子会社等（規則第十九条の三第一号に規定する子会社等をいう。）を有する場合における規則第十九条の五第二項の農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　対象役員及び対象従業員等（特定承継会社の対象役員以外の役員及び従業員並びにその主要な連結子法人等（規則第三十五条第一項第二十号に規定する連結子法人等をいう。以下この号において同じ。）の役員及び従業員（直近の事業年度中に退任又は退職した者を含む。）であって、特定承継会社又はその主要な連結子法人等から高額の報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として特定承継会社若しくはその主要な連結子法人等から受ける財産上の利益又は労働基準法第十一条に規定する賃金をいう。以下この項において同じ。）を受ける者のうち、特定承継会社及びそ